

議案第2号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例  
の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年久慈市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12の項中

「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」	を	「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの」	に改める。
------------------------	---	--	-------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

個人番号の利用範囲に国民健康保険特定健康診査等における対象者確認の事務を加えようとするものである。

## 議案第3号

### 市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第35条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する公益信託の受託者に対し支出した寄附金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第35条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第35条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加する等所要の改正をしようとするものである。

## 議案第4号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

第31条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

第44条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

第47条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

### 提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業等における保育士等の配置基準を改めようとするものである。

## 議案第5号

### 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない。」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

第62条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記載しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第23条（同条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

#### 提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項の掲示方法を改めるとともに、所要の整備をしようとするものである。

## 議案第6号

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年久慈市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項、第25条の5第1項又は第26条の4第1項」を「又は第17条の5第1項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第40条第1項に規定する指定法人」及び「又は指定法人」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

### 提案理由

復興産業集積区域における産業の振興を図るため、固定資産税の課税免除の対象となる固定資産の取得期間を延長し、併せて所要の整備をしようとするものである。

議案第7号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（平成18年久慈市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表中

金 額	金 額
470円	550円
720円	840円
970円	1,100円
420円	490円
670円	780円
920円	1,100円
42円	49円
4円	5円
3円	3円
410円	480円
250円	290円
840円	980円
350円	410円
760円	670円
840円	980円
18円	21円
25円	29円
38円	44円
50円	59円
75円	88円
100円	120円
180円	210円
250円	290円
500円	590円

840円
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
380円
230円
840円
8円
76円
76円
760円
670円
8円
76円
8円
76円
760円
380円
840円
Aに0.033を乗じて得た額
76円
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額

を

980円
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
330円
200円
980円
7円
67円
67円
670円
780円
7円
67円
7円
67円
670円
330円
980円
Aに0.031を乗じて得た額
67円
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額

に改める。

」

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の道路占用料徴収条例第2条の規定による道路の占用料は、この条例の施行の日以後に許可をした道路の占用に係る占用料について適用し、同日前に許可をした道路の占用に係る令和6年度分の占用料については、なお従前の例による。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

県の例に準じて、市道の占用料の額を改定しようとするものである。

議案第8号

法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

法定外公共物管理条例（平成18年久慈市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

金 額	金 額
470円	550円
720円	840円
970円	1,100円
420円	490円
670円	780円
920円	1,100円
42円	49円
4円	5円
3円	3円
410円	480円
250円	290円
840円	980円
350円	410円
760円	670円
840円	980円
18円	21円
25円	29円
38円	44円
50円	59円
75円	88円
100円	120円
180円	210円
250円	290円

500円
840円
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
380円
230円
840円
8円
76円
76円
760円
670円
8円
76円
8円
76円
760円
380円
840円
Aに0.033を乗じて得た額
76円
84円
Aに0.023を乗じて得た額

を

590円
980円
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
330円
200円
980円
7円
67円
67円
670円
780円
7円
67円
7円
67円
670円
330円
980円
Aに0.031を乗じて得た額
67円
98円
Aに0.022を乗じて得た額

に改める。

Aに0.016を乗  
じて得た額

Aに0.015を乗  
じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の法定外公共物管理条例第9条の規定による道路の使用料は、この条例の施行の日以後に許可をした道路の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした道路の使用に係る令和6年度分の使用料については、なお従前の例による。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県道の占用料の例に準じて、道路の使用料の額を改定しようとするものである。

議案第9号

下水道条例の一部を改正する条例

下水道条例（平成18年久慈市条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

「	金 額	「	金 額
	470円		550円
	720円		840円
	970円		1,100円
	420円		490円
	670円		780円
	920円		1,100円
	42円		49円
	4円		5円
	3円		3円
	410円		480円
	250円		290円
	840円		980円
	350円		410円
	760円		670円
	840円		980円
	18円		21円
	25円	を	29円
	38円		44円
	50円		59円
	75円		88円
	100円		120円
	180円		210円
	250円		290円
	500円		590円

に改める。

840円	980円
380円	330円
840円	980円
76円	67円
760円	670円
670円	780円
76円	67円
76円	67円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の下水道条例第23条の規定による水路以外の施設の占用料は、この条例の施行の日以後に許可をした水路以外の施設の占用に係る占用料について適用し、同日前に許可をした水路以外の施設の占用に係る令和6年度分の占用料については、なお従前の例による。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

法定外公共物管理条例の道路の使用料の例に準じて、水路以外の施設の占用料の額を改定しようとするものである。

## 議案第10号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

### 1 取得する目的

学校給食の用に供するため

### 2 取得する財産

種別	名称	数量	取得予定価格
備 品	カゴごと洗浄機	1台	53,130,000 円

### 3 取得の方法

買入れ

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市学校給食センターの学校給食の用に供する備品を買入れしようとするものである。



物品売買契約書



- 久慈市（以下「発注者」という。）と株式会社株式会社中西製作所盛岡営業所（以下「受注者」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。
- 第1 発注者が受注者から購入する物品の機種及び数量は、次のとおりとする。
- (1) 品名 カゴごと洗浄機
  - (2) 規格 別紙仕様書のとおり
  - (3) 数量 1台
- 第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。
- (1) 契約金額 53,130,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,830,000円）
  - (2) 契約保証金 免除
- 第3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。
- (1) 場所 久慈市学校給食センター
  - (2) 期限 令和7年1月31日
- 第4 受注者は、物品を持ち込んだときは、その旨を発注者に通知し、発注者は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、物品検収員をして、受注者の立会いの上、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。
- 2 受注者は、検収に立会いできないときは、代理人を立会いさせるものとする。
  - 3 物品の所有権は、検収に合格したときに受注者から発注者に移転するものとする。
  - 4 第1項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、当該損害について、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、発注者の負担とする。
- 第5 受注者は、検収の結果不合格となった物品を、遅滞なく、引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第4の定めるところによる。
- 第6 発注者は、物品の納入が完了した後において、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、受注者に対して代価を支払うものとする。
- 第7 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、受注者に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。



第8 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

第9 発注者は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第10 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 受注者が、契約の履行について不正の行為をしたとき。

(3) その他受注者又はその代理人が、この契約に違反したとき。

第11 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者から契約の解除の申出があったとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第12 第10又は第11の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を発注者に納付するものとする。

第13 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第14 受注者は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

2 受注者は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第15 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

なお、本契約書は議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この売買契約書を締結する。

令和6年5月20日

久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲



盛岡市津志田南二丁目2番38号

株式会社中西製作所盛岡営業所

所長 及川 勇 哉





Small, faint text impressions, possibly bleed-through from the reverse side of the page, located in the lower-middle section.

## 仕 様 書

### 1 件名 カゴごと洗浄機購入

### 2 品名及び数量

No	品名	機種	数量	仕様
1	カゴごと洗 浄機	NAW-PATA- 64LET  (株)中西製 作所製	1台	①カゴごと食器洗浄方式 ②外形寸法：W9900 mm×D2265 mm×H1780 mm ③熱源：電気式（2系統） ④消費電力：三相 200V 81.6kw、96kw ⑤給水接続：25A×2 ⑥給湯接続：40A ⑦排水接続：50A×10 ⑧洗浄タンク容量：280L×6 タンク ⑨洗浄レーン：4レーン

### 3 能力及び機能

- (1) 1時間あたり 1400 食分以上の食器類を洗浄することが可能であること。
- (2) 洗浄物を専用のカゴに入れたまま洗浄機に投入し、洗浄が可能であること。  
 専用の食器・トレイ・備品カゴ類は給食センターで使用中の既存 PATA カゴ（中西製作所製）が使用可能であること。（洗浄・消毒・学校への配送・回収も同じカゴを使用）
- (3) 洗浄方式は、洗浄スプレーで食器と食器の隙間 1 か所を作りながら連続して洗浄する離間洗浄方式であること。
- (4) 箸、スプーン、トンガ等の備品類は、専用カゴ内に噴射洗浄水を溜めながら流動洗浄が可能であること。
- (5) メイン液晶タッチパネルのボタン操作のみでタンクへの給水及び温度制御を行い、水位や温度が設定値まで到達した際、自動で停止するオートスタンバイ機能を有していること。
- (6) 洗浄レーンの出入口は冷水カーテンで洗浄機内の熱や湯気を流出させない構造であること。
- (7) 作業環境に配慮し、本体や扉は二重断熱構造であること。
- (8) 使用水量削減の為、すすぎの水は再利用する構造であること。
- (9) 最後の洗浄物（専用カゴ）を投入時、各洗浄タンクを通過後に自動的にポンプ運転・温度制御・自動給水の停止を行うエコ終了機能を有していること。
- (10) 洗浄ポンプ、給水配管は、耐久性のあるステンレス製であること。
- (11) 洗浄時の設定温度及び現在温度はデジタル表示にて操作盤内に表示されること。
- (12) 機器の異常時、各種安全装置が作動した際、操作パネル内に異常内容を表示する機能を有していること。

(13) 各接続口径等機器本体についての詳細及び設置場所は別紙図面を参考とすること。

(14) 使用食器は、次のとおりとする。

No	品名	規格	寸法	備考
1	飯椀	PNB-32E	φ145 mm×61 mm	既存の専用食器カゴにて洗浄
2	汁椀	PNB-31E	φ140 mm×58 mm	既存の専用食器カゴにて洗浄
3	角仕切皿	PNS-23E	210 mm×170 mm×28 mm	既存の専用仕切皿カゴにて洗浄
4	トレイ	SG-52	355 mm×270 mm×18 mm	既存の専用トレイカゴにて洗浄
5	箸、スプーン、お玉、しゃもじ、トング			既存の専用備品カゴにて洗浄

#### 4 その他

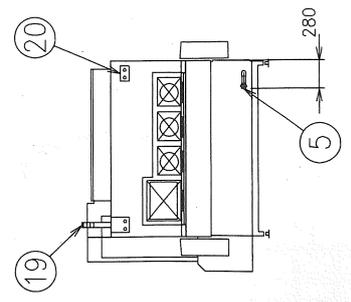
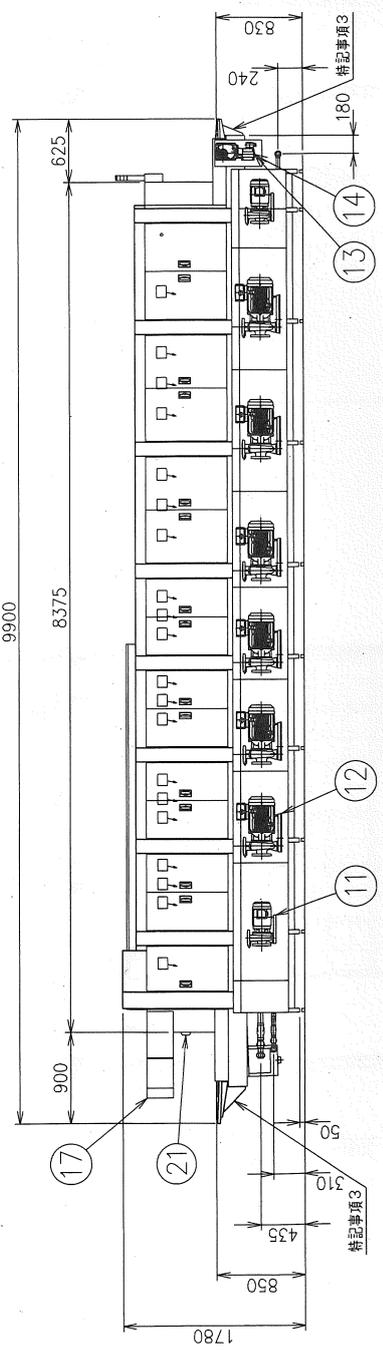
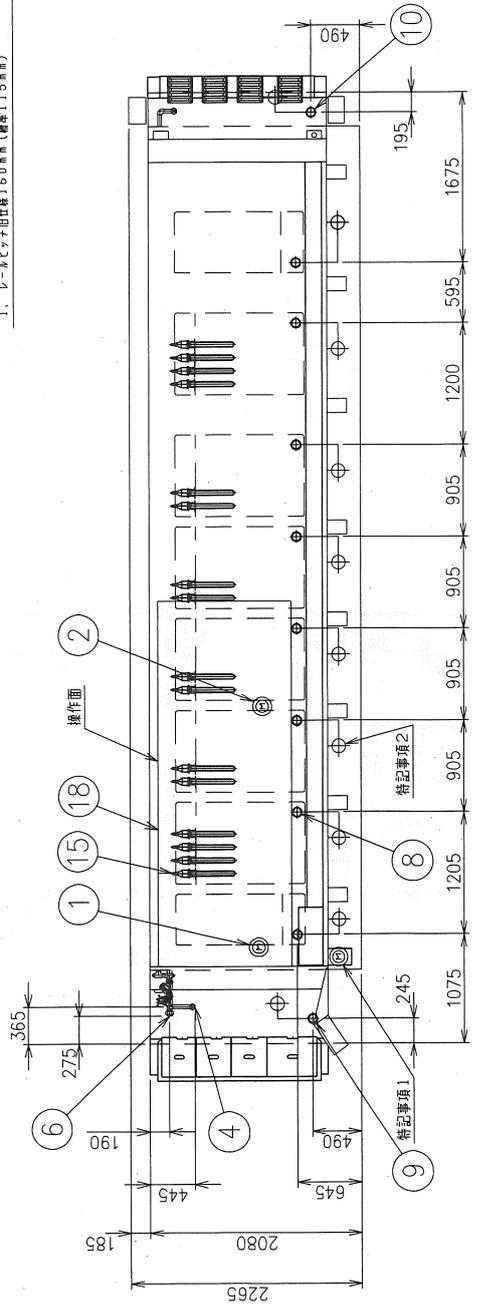
- (1) 入札金額には、機器本体、運搬費、搬入据付費、給排水・電源の各接続工事費、既存機器撤去処分費、試運転調整等の納入に伴う一切の費用を含むものとする。
- (2) 給排水・電源の各接続については、既存洗浄機から切り離した後、再接続を行うこと。
- (3) 入札参加業者は、1級管工事施工管理技士、1級厨房設備施工技能士の資格を有する者が在籍しており、有資格者立会のもと設置を行うこと。
- (4) 搬入日程は、学校給食センター担当者と事前に協議し決定すること。
- (5) 機器納入後は、調理員に対し取扱説明を行うこと。
- (6) 機器納入後1年間は、通常使用の故障について無償対応を行うこと。



特記事項	NO	名	仕様	数量	単位	規格
1. 一次電源直上げ電源位置	1	電源接続 (第1系統)	3相 200V 81.6kW	1	3相	200V 81.6kW
2. 終立直上げ電源位置	2	電源接続 (第2系統)	3相 200V 96kW	1	3相	200V 96kW
3. 汚水、排水処理装置設置の場合、メンテナンスを考慮して下さい。	3	*	*	*	*	*
4. 機器カゴの取付・取外しは入口側からとなります。(ボツ位置)	4	給湯接続	25A (ユニオン止め SUS)	1	25A	(ユニオン止め SUS)
5. ヲツ、コネク、ヒューズは必ず設置して下さい (81.6kW 279.48A (50Hz))	5	仕上げ給湯接続	25A (ユニオン止め SUS)	1	25A	(ユニオン止め SUS)
6. 入口側ヒューズは必ず設置して下さい (96kW 277.2A (50Hz))	6	給湯接続	1.40A (ユニオン止め SUS)	1	1.40A	(ユニオン止め SUS)
7. 入口ヒューズ、出口フリーローベース、出口外して出荷	7	*	*	*	*	*
8. かつら排水	8	50A (FL=150mm) (接続止め BC)		8	50A	(FL=150mm) (接続止め BC)
9. 入口排水	9	50A (FL=240mm) (フタ止め SUS)		1	50A	(FL=240mm) (フタ止め SUS)
10. 出口排水	10	50A (FL=650mm) (フタ止め SUS)		1	50A	(FL=650mm) (フタ止め SUS)
11. ボツ	2	3相 200V 2.2kW (SUS)		2	3相	200V 2.2kW (SUS)
12. ボツ	6	3相 200V 7.6kW (SUS)		6	3相	200V 7.6kW (SUS)
13. 食器コンベヤモーター	1	3相 200V 0.1kW		1	3相	200V 0.1kW
14. トレイコンベヤモーター	1	3相 200V 0.1kW		1	3相	200V 0.1kW
15. 電気ヒーター	16	3相 200V 8kW		16	3相	200V 8kW
16. *	*	*		*	*	*
17. 投付機	1	*		1	*	*
18. 制御盤	1	*		1	*	*
19. 表示灯・ブザー	1	*		1	*	*
20. スイッチBOX	2	*		2	*	*
21. コンベヤ停止スイッチ	1	*		1	*	*
能力		1400食/日 (下記使用時)				
材質		280Lx6+165L+20DL				
使用水量		2600L/日 水圧0.1MPa				
使用容量		2400L/日 水圧0.1MPa				
初期貯水量		365L				
初期貯水量 (80℃)		1680L				
使用電力		3相 200V 177.6kW				
7レベル		SS400				
板金材料		SUS430				
洗濯槽		φ145x61H				
		φ140x68H				
		φ164x64H				
		210x170x28H				
		355x270x18H				
		蒸スアーン (同一日の使用あり)				
		製品型				

特記仕様

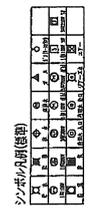
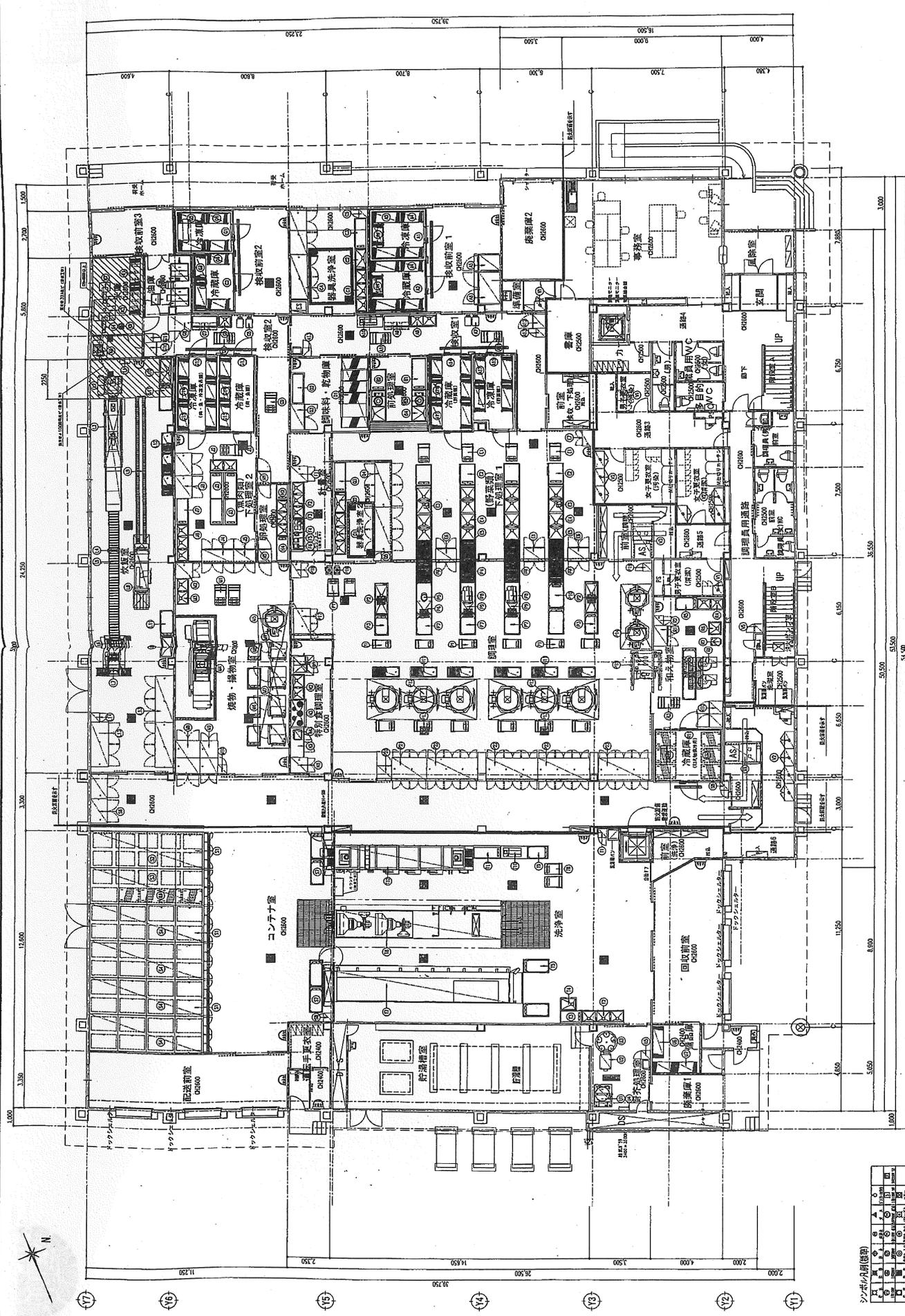
1. レールピッチが仕様160mm (標準115mm)



製品の仕様及び外観は、品種改良のため予告なしに変更する場合があります。

久慈市学校給食センター	規格・寸法	NAW-PATA-64LET		No.	Quant.	SCALE	1/50
	図面名称	カゴごと洗浄機					
DATE	2024.03.21	FILE	HB2403451Z001A	DKP6090T103A			





一級建築士事務所 小川 啓 〒985-0801 秋田県久慈市小川町1-1-1	一級建築士事務所 小川 啓 〒985-0801 秋田県久慈市小川町1-1-1	図面番 08012	図面内容 厨房設備 1階平面図	案件名 久慈市学校給食センター建設 厨房機器等物品購入	発注者 久慈市
					発注者 久慈市
設計者 株式会社 久慈設計 〒985-0801 秋田県久慈市小川町1-1-1		図面番 08012		案件名 久慈市学校給食センター建設 厨房機器等物品購入	



報告第1号

令和5年度久慈市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	公共施設空調設備整備事業	33,264,000	21,238,000	60,000		21,100,000		78,000
2	総務費	1 総務管理費	脱炭素先行地域推進事業	224,368,000	145,857,000		145,857,000			
2	総務費	2 徴税費	物価高騰重点支援定額減税補足給付金支給事業	269,458,000	269,458,000		269,458,000			
2	総務費	2 徴税費	物価高騰重点支援定額減税事業	8,882,000	8,882,000		8,882,000			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム経費	6,765,000	6,765,000		6,765,000			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付サービス事業	1,881,000	1,881,000		1,881,000			
3	民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯重点支援金支給事業	66,866,000	15,940,744		15,940,000			744
3	民生費	1 社会福祉費	新たに住民税非課税等となる世帯重点支援金支給事業	95,521,000	95,521,000		95,521,000			
3	民生費	2 児童福祉費	児童福祉事務費	2,717,000	2,717,000					2,717,000
3	民生費	2 児童福祉費	施設型給付費等申請クラウドシステム事業	3,047,000	3,047,000					3,047,000
3	民生費	2 児童福祉費	くじ子育て世帯物価高騰緊急対策支援金給付事業	14,571,000	2,196,000		2,196,000			
3	民生費	2 児童福祉費	低所得者子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	34,911,000	17,177,000		17,177,000			
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	3,000,000	500,000		500,000			
6	農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業〔補助〕	114,554,000	75,174,000	86,000	52,627,000	20,700,000		1,761,000
6	農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業〔単独〕	990,000	990,000					990,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修経費	8,593,000	7,196,000					7,196,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業〔補助〕	471,407,000	379,947,395	89,156	264,059,000	99,900,000		15,899,239
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業〔単独〕	12,300,000	12,200,000			12,200,000		
8	土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔補助〕	43,949,000	42,446,400	139,500	23,967,000	15,800,000	1,500,000	1,039,900
8	土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔単独〕	35,105,000	26,774,607	5,263,000		21,100,000		411,607
8	土木費	3 河川費	河川維持補修事業〔単独〕	23,305,000	22,987,000	86,707		22,900,000		293
8	土木費	5 都市計画費	公園整備事業〔単独〕	4,000,000	4,000,000			3,600,000		400,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9	消防費	災害対策事業	7,064,000	4,144,800					4,144,800
10	教育費	2 小学校費	2,398,000	2,398,000					2,398,000
10	教育費	2 小学校費	423,830,000	289,647,000	34,450	51,737,000	224,300,000		13,575,550
10	教育費	3 中学校費	655,000	655,000					655,000
11	災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	6,130,000	4,744,000		3,164,000	1,500,000		80,000
11	災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	15,829,000	11,195,000	70,000	7,467,000	3,500,000		158,000
11	災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	11,016,000	5,900,000	13,953		5,800,000		86,047
11	災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	2,000,000	1,500,000	72,440		1,400,000		27,560

令和6年6月13日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

報告第2号

令和5年度久慈市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業〔単独〕	円 9,928,600	円 9,928,600	円 9,928,600	円 9,928,600	円	円	円	円	円	円	大雨被害により航空測量での写真判読及び現地調査が困難となったため
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔単独〕	2,887,143	2,857,083	30,060	30,060						30,060	用地交渉に不測の日数を要したため
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業 〔道路〕	28,570,850	20,650,850	7,920,000	7,920,000				7,900,000		20,000	道路占用許可を受けている関係機関との復旧工事の調整に不測の日数を要したため
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業 〔河川〕	28,948,920	6,728,920	22,220,000	22,220,000				22,200,000		20,000	用地交渉に不測の日数を要したため

令和6年6月13日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

令和5年度久慈市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	配給水施設整備事業	円 192,588,000	円 6,930,000	円 185,658,000	円	円	円 185,658,000	円	円	機器の調達及び製作に遅延が生じたため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 水道事業費用	1 営業費用	配水及び給水事業	円 5,366,900	円	円 5,366,900	円	円	円 5,366,900	円	円	調査箇所を選定に不測の日数を要したため

令和6年6月13日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

令和5年度久慈市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	円 78,020,000	円 78,020,000	円 78,020,000	円 34,460,000	円 42,600,000	円 960,000	円	円	他業務との調整等に不測の日数を要したため
1	公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	円 69,499,000	円 7,670,000	円 61,829,000	円 19,914,000	円 41,700,000	円 215,000			工法選定等に不測の日数を要したため
2	漁業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費	円 81,584,000	円 32,175,000	円 49,409,000	円 22,204,500	円 25,200,000	円 2,004,500			機器の調達及び製作に遅延が生じたため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	公共下水道事業費用	1 営業費用	円 9,350,000	円 9,350,000	円 9,350,000	円	円	円 9,350,000	円	円	機器の調達及び製作に遅延が生じたため

令和6年6月13日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

報告第5号

久慈市国民保護計画の変更に係る報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定により作成した久慈市国民保護計画を変更したことに伴い、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

報告第6号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和6年5月24日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 127,410円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和6年4月17日午後1時45分頃、愛山荘駐車場内において、市有車を職員乗降のため施設玄関近くに後進し停車させようとした際、右側後方確認不足により、駐車していた相手方車両の右側後方部分に衝突し、リヤバンパー他を破損させたものである。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

(運転者) 係長 西野 可奈

乙

(2) 日 時 令和6年4月17日 午後1時45分頃

(3) 場 所 久慈市山形町川井第12地割55番地1 (愛山荘 駐車場内)

(4) 車 両

甲 車両登録番号 岩手 300 る 6686

乙 車両登録番号

(5) 概 況

上記日時場所において、甲が保有する車両を職員乗降のため施設玄関近くに後進し停車させようとした際、右側後方確認不足により、駐車していた乙車両の右側後方部分に衝突し、リヤバンパー等を破損させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた乙の車両損害に対し、甲は乙に127,410円を別紙損害明細書のとおり支払う。

(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

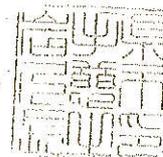
本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和6年5月24日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

乙



別紙

損害明細書

事故当事者	甲	乙
車両損害額	① 175,384 円	② 127,410 円
責任割合	③ 100 %	④ 0 %
甲・乙の責任額	⑤ 127,410 円 (②×③)	⑥ 0 円 (①×④)
決済方法	⑦甲は乙に対して本事故による車両損害額 127,410 円の金額を支払う。	



## 報告第7号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和6年5月7日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所 九戸郡洋野町大野第58地割12番地30

氏名 一般社団法人大野ふるさと公社

理事長 岡本正善

3 損害賠償の額 748,000円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和5年10月31日午後2時10分頃、九戸郡洋野町大野第58地割地内のおおのキャンパス農産物直売所において、市が保有するマイクロバスが駐車場から出るために切り返した際、左側後部が同施設の屋根に接触し、損傷させたものである。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

(運転者) 会計年度任用職員 櫻庭 武夫

乙 岩手県九戸郡洋野町大野第58地割12番地30

一般社団法人大野ふるさと公社

理事長 岡本 正善

(2) 日 時 令和5年10月31日 午後2時10分頃

(3) 場 所 岩手県九戸郡洋野町大野第58地割地内(おおのキャンパス)

(4) 物 件

甲 車両 登録番号 岩手 200 さ 1936

乙 建物 農産物直売所

(5) 概 況

上記日時場所において、甲が保有する車両が施設の駐車場から出るために  
切り返した際、左側後方確認不足により、乙が所有する農産物直売所の屋根に  
接触し、屋根の一部を損傷させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた上記建物の損害に対し、甲は乙に748,000円を別紙損  
害明細書のとおり支払う。

(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和6年5月7日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一



乙 岩手県九戸郡洋野町大野第58地割12番地30

一般社団法人大野ふるさと公社

理事長 岡本 正善



別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
損害額	① 113,663 円	② 748,000 円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 748,000 円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦甲は乙に対して、本事故による建物損害額 748,000 円の金額を支払う。	

報告第8号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和6年4月16日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 93,584円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和5年10月17日午後0時35分頃、久慈市川崎町地内の久慈橋南交差点において、市が保有する車両が交差点を直進していたところ、対向してきた相手方が保有する車両が右折を行い接触し、市車両の右側面と相手方車両の右側前面が損傷したものである。

令和6年6月13日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

(運転者) 会計年度任用職員 田中 勝広

乙

(運転者)

(2) 日 時 令和5年10月17日 午後0時35分頃

(3) 場 所 久慈市川崎町地内(久慈橋南交差点)

(4) 車 両

甲 車両登録番号 岩手 480 て 3870

乙

(5) 概 況

上記日時場所において、甲が保有する公用車(スクラムトラック)が交差点にて信号待ちをしていた際、青信号を確認し、直進したところ、乙の車両が右折を行い、乙車両の運転席側の前面部分が、甲車両の運転席側の側面へ衝突したことにより損傷したものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた車両の損害に対し、甲は乙に93,584円を、乙は甲に314,056円を別紙損害明細書のとおりそれぞれ支払う。

(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和6年4月16日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

乙

別紙

損害明細書

事故当事者	甲	乙
車両損害額	① 392,570 円	② 467,920 円
責任割合	③ 20%	④ 80%
甲・乙の責任額	⑤ 93,584 円 (②×③)	⑥ 314,056 円 (①×④)
決済方法	⑦甲は乙に対して⑤の金額を支払い、乙は甲に対して⑥の金額を支払う。	

議案第1号

令和6年度

久慈市一般会計補正予算

( 第 2 号 )

令和6年度久慈市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度久慈市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,716,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月13日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 地方交付税		6,896,513	910	6,897,423
	1 地方交付税	6,896,513	910	6,897,423
14 国庫支出金		3,813,485	174,345	3,987,830
	1 国庫負担金	2,046,796	91,398	2,138,194
	2 国庫補助金	1,758,542	82,947	1,841,489
15 県支出金		1,508,425	△25,796	1,482,629
	1 県負担金	852,499	11,946	864,445
	2 県補助金	588,768	△38,695	550,073
	3 委託金	67,158	953	68,111
17 寄附金		462,000	100	462,100
	1 寄附金	462,000	100	462,100
18 繰入金		725,098	24,054	749,152
	1 基金繰入金	725,098	24,054	749,152
20 諸収入		697,557	45,031	742,588
	4 雑入	456,615	45,031	501,646
21 市債		2,105,432	△6,600	2,098,832
	1 市債	2,105,432	△6,600	2,098,832
	歳入合計	21,504,300	212,044	21,716,344

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 195,752	千円 450	千円 196,202
	1 議会費	195,752	450	196,202
2 総務費		3,487,017	23,553	3,510,570
	1 総務管理費	3,133,678	7,704	3,141,382
	2 徴税費	217,946	14,440	232,386
	3 戸籍住民基本台帳費	78,738	1,309	80,047
	4 選挙費	23,998	100	24,098
3 民生費		6,380,120	177,760	6,557,880
	1 社会福祉費	3,189,106	52,050	3,241,156
	2 児童福祉費	2,519,698	125,590	2,645,288
4 衛生費		1,367,296	42,913	1,410,209
	1 保健衛生費	664,575	42,913	707,488
5 労働費		47,187	100	47,287
	1 労働諸費	47,187	100	47,287
6 農林水産業費		866,624	△40,933	825,691
	1 農業費	302,566	584	303,150
	2 林業費	278,372	△41,517	236,855
	3 水産業費	285,686	0	285,686
7 商工費		897,204	8,896	906,100
	1 商工費	897,204	8,896	906,100
8 土木費		1,559,191	110	1,559,301
	1 土木管理費	19,733	90	19,823
	5 都市計画費	354,370	20	354,390
9 消防費		991,549	△8,053	983,496
	1 消防費	991,549	△8,053	983,496
10 教育費		3,392,407	7,248	3,399,655
	1 教育総務費	274,741	1,683	276,424
	2 小学校費	1,626,680	0	1,626,680
	3 中学校費	284,639	0	284,639

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 社会教育費	537,672	5,400	543,072
	5 保健体育費	668,675	165	668,840
歳 出 合 計		21,504,300	212,044	21,716,344

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%以内	
商工振興事業	1,000	証書借入又は証券発行	5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
消防施設整備事業	45,200	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	856,900	同上	同上	同上
文化会館改修事業	108,800	同上	同上	同上

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円		%以内	
1,800	証書借入又は証券発行	5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
33,200	同上	同上	同上
859,700	同上	同上	同上
110,600	同上	同上	同上

# 一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	6,896,513	910	6,897,423
14 国庫支出金	3,813,485	174,345	3,987,830
15 県支出金	1,508,425	△25,796	1,482,629
17 寄附金	462,000	100	462,100
18 繰入金	725,098	24,054	749,152
20 諸収入	697,557	45,031	742,588
21 市債	2,105,432	△6,600	2,098,832
歳入合計	21,504,300	212,044	21,716,344

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	195,752	450	196,202
2 総務費	3,487,017	23,553	3,510,570
3 民生費	6,380,120	177,760	6,557,880
4 衛生費	1,367,296	42,913	1,410,209
5 労働費	47,187	100	47,287
6 農林水産業費	866,624	△40,933	825,691
7 商工費	897,204	8,896	906,100
8 土木費	1,559,191	110	1,559,301
9 消防費	991,549	△8,053	983,496
10 教育費	3,392,407	7,248	3,399,655
歳出合計	21,504,300	212,044	21,716,344

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			450
17,432		4,200	1,921
162,762			14,998
498		28,253	14,162
			100
△41,748			815
10,413	800	2,556	△4,873
			110
	△12,000	1,900	2,047
△808	4,600	6,442	△2,986
148,549	△6,600	43,351	26,744

2 歳 入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	6,896,513	910	6,897,423
計	6,896,513	910	6,897,423

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費負担金	2,045,516	91,398	2,136,914
計	2,046,796	91,398	2,138,194

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費補助金	800,596	66,404	867,000
2 民生費補助金	146,173	7,855	154,028
6 商工費補助金	0	8,688	8,688
計	1,758,542	82,947	1,841,489

15款 県支出金

1項 県負担金

1 民生費負担金	851,709	11,946	863,655
計	852,499	11,946	864,445

15款 県支出金

2項 県補助金

1 総務費補助金	68,895	5,187	74,082
2 民生費補助金	241,982	△3,820	238,162
3 衛生費補助金	22,142	498	22,640
5 農林水産業費補助金	222,410	△40,933	181,477
9 教育費補助金	6,760	373	7,133
計	588,768	△38,695	550,073

15款 県支出金

3項 委託金

7 教育費委託金	0	953	953
計	67,158	953	68,111

17款 寄附金

1項 寄附金

2 総務費寄附金	1,000	100	1,100
計	462,000	100	462,100

節		説 明	
区 分	金 額		千円
1 地方交付税	910	震災復興特別交付税	910

4 児童手当	91,398	児童手当	91,398
--------	--------	------	--------

1 電子自治体	1,492	社会保障・税番号制度システム整備事業	1,309
		子ども・子育て支援事業費補助金	183
2 地域活性化	64,912	デジタル田園都市国家構想交付金	△4,911
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	69,823
2 児童福祉	7,855	子ども・子育て支援事業費補助金	7,855
1 観光費	8,688	地域観光新発見事業	5,047
		ブルーツーリズム推進支援事業	3,641

4 児童手当	11,946	児童手当	11,946
--------	--------	------	--------

4 地域経営推進費	5,187	地域経営推進費	5,187
2 老人福祉	△3,820	介護施設等整備事業	△3,820
1 保健衛生	498	健康増進事業	498
2 農業振興	584	経営所得安定対策推進事業	584
4 林業振興	△41,517	花粉削減・グリーン成長総合対策事業	△41,517
2 学校教育	373	緊急スクールカウンセラー等活用事業	373

1 教育研究	953	防災教育・復興教育推進事業	953
--------	-----	---------------	-----

1 総務費寄附金	100	企業版ふるさと納税寄附金	100
----------	-----	--------------	-----

10款 地方交付税 14款 国庫支出金 15款 県支出金 17款 寄附金

## 18款 繰入金

## 1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	369,000	24,054	393,054
計	725,098	24,054	749,152

## 20款 諸収入

## 4項 雑入

4 雑入	456,115	45,031	501,146
計	456,615	45,031	501,646

## 21款 市債

## 1項 市債

6 商工債	13,500	800	14,300
8 消防債	45,200	△12,000	33,200
9 教育債	1,032,700	4,600	1,037,300
計	2,105,432	△6,600	2,098,832

節		説明	千円
区分	金額		
1	財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	24,054

20 雑入	38,931	地域文化施設公演事業	5,000
		建物損害共済金	1,988
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,690
		新型コロナ定期接種ワクチン助成金	28,253
21 コミュニティ	6,100	自治総合センターコミュニティ助成金	6,100

1 商工	800	商工振興事業債	800
1 災害対策	△12,000	消防施設整備事業債	△12,000
1 文教施設	2,800	学校教育施設等整備事業債	2,800
2 文化施設	1,800	文化会館改修事業債	1,800

### 3 歳 出

#### 1 款 議会費 1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	195,752	450	196,202				450
計	195,752	450	196,202				450

#### 2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,246,807	1,258	1,248,065	183			1,075
5 財産管理費	199,246	1,815	201,061				1,815
6 企画費	1,317,637	4,111	1,321,748	1,500		4,200	△1,589
7 市民センター費	240,272	520	240,792				520
計	3,133,678	7,704	3,141,382	1,683		4,200	1,821

#### 2 款 総務費 2 項 徴税费

1 税務総務費	154,714	14,440	169,154	14,440			
計	217,946	14,440	232,386	14,440			

#### 2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	78,738	1,309	80,047	1,309			
計	78,738	1,309	80,047	1,309			

節		明 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	450	職員給与費	450

3 職員手当等	1,075	職員給与費	1,075
12 委託料	180	給与関連事務経費	183
18 負担金、補助及び交付金	3	社会保障・税番号制度対策事業費(組替)	3
12 委託料	1,815	管財経費	1,815
1 報酬	△1,113	地域おこし協力隊設置経費	△89
3 職員手当等	△417	太古ロマンのまちづくり推進事業費(財源更正)	1,500
8 旅費	△36		
10 需用費	410	コミュニティ助成事業補助金	4,200
11 役務費	15		
12 委託料	△40		
13 使用料及び賃借料	96		
15 原材料費	△445		
18 負担金、補助及び交付金	5,641		
3 職員手当等	520	職員給与費	520

18 負担金、補助及び交付金	14,440	物価高騰重点支援定額減税補足給付金支給事業費	14,440
----------------	--------	------------------------	--------

12 委託料	1,309	戸籍総合システム経費	1,309
--------	-------	------------	-------

2款 総務費  
4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	千円 23,832	千円 100	千円 23,932	千円	千円	千円	千円 100
計	23,998	100	24,098				100

3款 民生費  
1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,828,297	53,018	1,881,315	53,018			
2 老人福祉費	1,353,752	△968	1,352,784	△3,820			2,852
計	3,189,106	52,050	3,241,156	49,198			2,852

3款 民生費  
2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	416,765	10,220	426,985	10,220			
2 児童福祉運営費	1,971,747	115,290	2,087,037	103,344			11,946
3 児童福祉施設費	131,186	80	131,266				80
計	2,519,698	125,590	2,645,288	113,564			12,026

3款 民生費  
3項 生活保護費

1 生活保護総務費	58,316	120	58,436				120
計	671,316	120	671,436				120

節		説明	千円
区分	金額		
3 職員手当等	100	職員給与費	100

1 報酬	1,196	新たに住民税非課税等となる世帯重点支援金支給事業費	53,018
3 職員手当等	1,375		
4 共済費	314		
8 旅費	21		
11 役務費	112		
18 負担金、補助及び交付金	50,000		
12 委託料	2,704	介護保険事務経費	2,852
18 負担金、補助及び交付金	△3,820	老人保護費	148
		指定介護予防支援事業費	△148
		介護施設等整備事業費補助金	△3,820
19 扶助費	148		

1 報酬	100	児童手当支給事務費	7,855
3 職員手当等	1,056	低所得者子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	2,365
10 需用費	500		
11 役務費	183		
12 委託料	6,031		
18 負担金、補助及び交付金	2,350		
19 扶助費	115,290	児童手当〔扶助〕経費	115,290
3 職員手当等	80	職員給与費	80

3 職員手当等	120	職員給与費	120
---------	-----	-------	-----

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	422,943	0	422,943				
2 老人保健費	71,584	748	72,332	498			250
3 予防費	125,131	42,165	167,296			28,253	13,912
計	664,575	42,913	707,488	498		28,253	14,162

5 款 労働費

1 項 労働諸費

1 労働諸費	37,563	100	37,663				100
計	47,187	100	47,287				100

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

2 農業総務費	135,724	0	135,724				
3 農業振興費	45,525	584	46,109	584			
計	302,566	584	303,150	584			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

2 林業振興費	243,824	△41,517	202,307	△41,517			
計	278,372	△41,517	236,855	△41,517			

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

2 水産業振興費	14,001	0	14,001	△815			815
計	285,686	0	285,686	△815			815

7 款 商工費

1 項 商工費

1 商工総務費	202,515	605	203,120		800		△195
---------	---------	-----	---------	--	-----	--	------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	692	子育てサービス利用者支援事業費（母子保健型） （組替）	692
7 報償費	△692		
11 役務費	115	健康増進事業費	748
12 委託料	633		
10 需用費	148		
11 役務費	953	感染症予防事業費	42,165
12 委託料	41,064		

18 負担金、補助及び交付金	100	労政事務費	100
----------------	-----	-------	-----

10 需用費	71	農業総務事務費 （組替）	135
12 委託料	64		
17 備品購入費	△135		
1 報酬	470	経営所得安定対策等推進事業費	584
4 共済費	84		
8 旅費	30		

18 負担金、補助及び交付金	△41,517	花粉削減・グリーン成長総合対策事業費補助金	△41,517
----------------	---------	-----------------------	---------

		ギンザケ養殖施設リース補助金 （財源更正）	815
--	--	--------------------------	-----

10 需用費	605	商工総務事務費	605
--------	-----	---------	-----

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

7款 商工費  
1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工業振興費	404,467	250	404,717				250
3 観光費	232,001	8,041	240,042	10,413		2,556	△4,928
計	897,204	8,896	906,100	10,413	800	2,556	△4,873

8款 土木費  
1項 土木管理費

1 土木総務費	19,733	90	19,823				90
計	19,733	90	19,823				90

8款 土木費  
5項 都市計画費

2 街路事業費	14,980	20	15,000				20
計	354,370	20	354,390				20

9款 消防費  
1項 消防費

1 消防総務費	682,370	890	683,260				890
3 消防施設費	116,352	△13,733	102,619		△12,000		△1,733
5 災害対策費	84,013	4,790	88,803			1,900	2,890
計	991,549	△8,053	983,496		△12,000	1,900	2,047

10款 教育費  
1項 教育総務費

2 事務局費	236,525	730	237,255	2,777			△2,047
--------	---------	-----	---------	-------	--	--	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 250	空き店舗出店費補助金	千円 250
1 報酬	△169	紹介宣伝事業費	△110
10 需用費	1,233	観光施設維持管理費	540
11 役務費	84	体験型観光等受入推進事業費	1,776
12 委託料	7,780	観光客受入おもてなし整備事業費	△259
13 使用料及び賃借料	△100	日本一の白樺美林「白樺再生」事業費 (財源更正)	1,000
17 備品購入費	△816	ロケ地連携情報発信・交流事業費 (財源更正)	269
26 公課費	29	地域資源ブランディング・交流事業費 (財源更正)	1,500
		久慈広域道の駅維持管理費 (財源更正)	1,456
		地域観光新発見事業費	6,094

3 職員手当等	90	職員給与費	90
---------	----	-------	----

3 職員手当等	20	職員給与費	20
---------	----	-------	----

3 職員手当等	890	職員給与費	890
11 役務費	△23	消防ポンプ自動車整備事業費	△32,072
17 備品購入費	△32,000	消防施設整備基金積立金	18,339
24 積立金	18,339		
26 公課費	△49		
12 委託料	2,890	災害対策事業費	2,890
18 負担金、補助及び交付金	1,900	コミュニティ助成事業補助金	1,900

3 職員手当等	730	職員給与費	730
---------	-----	-------	-----

7款 商工費 8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

10款 教育費  
1項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 教育研究指導費	30,368	953	31,321	1,326			△373
計	274,741	1,683	276,424	4,103			△2,420

10款 教育費  
2項 小学校費

1 学校管理費	265,653	0	265,653		2,800		△2,800
2 教育振興費	101,254	0	101,254	△4,619			4,619
計	1,626,680	0	1,626,680	△4,619	2,800		1,819

10款 教育費  
3項 中学校費

2 教育振興費	71,301	0	71,301	△292			292
計	284,639	0	284,639	△292			292

10款 教育費  
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	138,161	890	139,051				890
3 文化会館費	305,425	4,510	309,935		1,800	6,342	△3,632
計	537,672	5,400	543,072		1,800	6,342	△2,742

10款 教育費  
5項 保健体育費

1 保健体育総務費	56,642	△165	56,477			100	△265
2 体育施設費	191,523	330	191,853				330
計	668,675	165	668,840			100	65

節		説明	千円
区 分	金 額		
		中高生海外派遣事業費補助金 (財源更正)	2,777
8 旅費	18	いわての復興教育推進事業費	953
12 委託料	161	スクールソーシャルワーカー派遣事業費 (財源更正)	373
13 使用料及び賃借料	774		

		学校維持補修経費〔債務負担〕 (財源更正)	2,800
		情報処理教育振興事業費 (財源更正)	4,619

		情報処理教育振興事業費 (財源更正)	292
--	--	-----------------------	-----

2 給料	△176	職員給与費	890
3 職員手当等	890	文化財保護事業費 (組替)	376
12 委託料	376		
13 使用料及び賃借料	△200		
10 需用費	4,510	文化会館運営管理費 文化会館自主事業費 (財源更正)	4,510 5,000

3 職員手当等	165	職員給与費	165
7 報償費	△330	学校体育施設開放事業費 三船十段杯争奪柔道大会経費 (財源更正)	△330 100
10 需用費	330	体育施設維持管理費	330

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	102	32,756	8,631	41,387	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,442	106,595					106,595		106,595	
	計	1,465	180,647	24,516	31,645	267	102	237,177	29,987	267,164	
補正前	長 等	3		24,516	7,871 (3.35)	267	102	32,756	8,631	41,387	
	議 員	20	74,052		23,774 (3.35)			97,826	21,356	119,182	
	その他の 特別職	1,441	105,903					105,903		105,903	
	計	1,464	179,955	24,516	31,645	267	102	236,485	29,987	266,472	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	1	692					692		692	
	計	1	692					692		692	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(274) 350	324,766	1,397,710	855,375	2,577,851	714,289	3,292,140	
補正前	(274) 350	324,282	1,397,886	853,361	2,575,529	713,891	3,289,420	
比 較	( )	484	△ 176	2,014	2,322	398	2,720	

備考 ( )内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後		38,868	24,509	1,075	432	20,274
補正前		38,868	24,509	1,075	432	20,274	59,555
比 較							1,724
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)		
補正後	29,238		20,992	657,520	1,188		
補正前	29,238		20,992	657,230	1,188		
比 較				290			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 6 ) 332		1,247,407	674,844	1,922,251	595,245	2,517,496	
補正前	( 6 ) 332		1,247,407	673,120	1,920,527	595,245	2,515,772	
比 較	( )			1,724	1,724		1,724	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区 分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	38,868	16,516	1,075	432	20,274	51,627
補正前	38,868	16,516	1,075	432	20,274	49,903
比 較						1,724

区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
補正後	29,238		20,992	494,634	1,188
補正前	29,238		20,992	494,634	1,188
比 較					

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 268 ) 18	324,766	150,303	180,531	655,600	119,044	774,644	
補正前	( 268 ) 18	324,282	150,479	180,241	655,002	118,646	773,648	
比 較	( )	484	△ 176	290	598	398	996	

備考 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
補正後	7,993			9,652	162,886
補正前	7,993			9,652	162,596
比 較					290

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	484	その他の 増減分	484	○実績見込みによる増	
給 料	△ 176	その他の 増減分	△ 176	○実績見込みによる減	
職員手当	2,014	その他の 増減分	2,014	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	1,724	その他の 増減分	1,724	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	484	その他の 増減分	484	○実績見込みによる増	
給 料	△ 176	その他の 増減分	△ 176	○実績見込みによる減	
職員手当	290	その他の 増減分	290	○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,448,251	327,700	114,104	1,661,847
2 民生債	49,671	7,100	30,172	26,599
3 衛生債	1,446,207	23,000	102,089	1,367,118
4 労働債		1,200		1,200
5 農林水産業債	1,608,022	94,600	215,470	1,487,152
6 商工債	1,717,155	14,300	95,062	1,636,393
7 土木債	2,934,995	498,600	469,181	2,964,414
8 消防債	167,295	33,200	44,973	155,522
9 教育債	1,940,504	1,037,300	202,157	2,775,647
10 災害復旧債	2,838,833	14,300	309,002	2,544,131
11 減収補てん債	42,343		5,751	36,592
12 住民税等減税補てん債	11,737		6,303	5,434
13 臨時財政対策債	6,117,020	47,532	622,540	5,542,012
合 計	20,322,033	2,098,832	2,216,804	20,204,061